

さ情審査答申第103号
平成25年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成24年3月22日付けで貴職から受けた、「さいたま市情報セキュリティポリシー」について①当初起案文書②各改正起案文書③原本（現行のもの）＜主務課＞IT政策課」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年12月6日付け政政I第1163号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、不開示情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。
- (2) 不存在は違法、不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。
- (3) 本件不開示情報は条例7条の不開示情報に該当しない。不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。
- (4) 市民は主権者・納税者として当然に、市の情報資産がどのようなセキュリティポリシーのもとに管理されているのか、その概要を知る権利が

あるので、開示部分を拡大するべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 さいたま市情報セキュリティポリシーについて

市が取り扱う行政情報や、それら情報を処理する情報システムを情報資産というが、さいたま市情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）とは、市の情報資産を内外の脅威から守り、安全に情報システムを運用していくための方針・体制・対策等を、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。セキュリティポリシーは、市の情報セキュリティの最高決定機関であるさいたま市情報セキュリティ委員会における承認をもって改定が実施される

2 本件対象行政情報について

(1) セキュリティポリシーに係る当初起案文書について

セキュリティポリシーは平成15年3月31日に策定したため、当該策定に係る起案文書を特定したものである。

(2) セキュリティポリシーに係る各改正起案文書について

セキュリティポリシーは情報セキュリティの最高決定機関であるさいたま市情報セキュリティ委員会における承認をもって改定が実施されることとなっており、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成22年11月12日、平成23年4月1日に改定が行われたため、当該改定に係る情報セキュリティ委員会の議事録及びその資料を特定した。

(3) セキュリティポリシーの原本（現行のもの）について

セキュリティポリシーは平成15年3月31日に策定されており、本件開示請求当時において現行のものとなる、平成23年4月1日に改定された当該文書を特定したものである。

2 本件異議申立てについて

(1) セキュリティポリシーに係る当初起案文書について

セキュリティポリシーの策定に係る行政情報はさいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）（以下「文書管理規則」という。）第36条別表第4種（3年保存する文書）に該当し、保存期間が3年であることから、平成18年3月末をもって保存期間満了となり、既に廃棄済みである。

(2) セキュリティポリシーに係る各改正起案文書のうち平成18年4月1日改定起案文書及び平成19年4月1日改定起案文書について

セキュリティポリシーの改定に係る行政情報は、文書管理規則第36条別表第3種（5年保存する文書）に該当し、5年保存として取り扱っており、平成18年4月1日改定文書は平成17年度の文書であることから平成23年3月末をもって保存期間満了となり、また、平成19年4月1日改定文書は平成18年度の文書であることから平成24年3月末をもって保存期間満了となり、既に廃棄済みである。

- (3) セキュリティポリシーに係る各改正起案文書のうち平成19年4月1日改定起案文書及び平成23年4月1日改定起案文書、セキュリティポリシー原本について

情報セキュリティ対策は、技術の進歩等に伴う急速な状況の変化へ柔軟に対応する必要があることから、セキュリティポリシーは、組織における情報セキュリティ対策に対する根本的な考え方を示す「基本方針」と、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規定をとりまとめた「対策基準」の二階層である。セキュリティポリシーの「基本方針」は、組織の情報セキュリティに対する取組み姿勢を宣言するものであることから全て開示することとし、「対策基準」のうち、組織・体制の確立などについても開示することとした。しかし、情報資産の管理、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策に係る部分を公開することは、市の具体的な情報セキュリティ対策を公にすることでもあり、その対策への脆弱性を公にすることと同一であることから、当該情報は条例第7条第5号及び第7号に該当するとして、不開示としたものである。

また、セキュリティポリシーに係る平成22年11月22日改定起案文書及び平成23年4月1日改定起案文書の不開示部分について、前述のセキュリティポリシーに係る不開示部分と同様、市の具体的な情報セキュリティ対策を公にすることでもあり、その対策への脆弱性を公にすることと同一であることから、当該情報は条例第7条第5号及び第7号に該当するとして、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人から平成24年11月22日付けで開示請求を受けた「さいたま市情報セキュリティポリシー」について①当初起案文書②各改正起案文書③原本（現行のもの）＜主務課＞IT政策課である。

実施機関は、本件開示請求に対して、セキュリティポリシーに係る①当

初起案文書として平成15年3月31日策定起案文書、②各改正起案文書のうち平成18年4月1日改定起案文書及び平成19年4月1日改定起案文書（以下「本件対象行政情報①」という。）を特定したが、当該行政情報は既に廃棄済みであるため文書不存在とし、②各改正起案文書のうち平成22年11月12日改定起案文書及び平成23年4月1日改定起案文書、並びに③原本（現行のもの）について、政政情002715（平成22年11月29日決裁）「第2回IT推進委員会及び情報セキュリティ委員会議事録について」、政IT000643（平成23年3月25日決裁）「第4回情報セキュリティ委員会の資料配布について」のうち「情報セキュリティポリシーの改定について」及びセキュリティポリシー原本（平成23年4月1日改定）（以下「本件対象行政情報②」という。）を特定し、条例第7条第5号及び第7号に該当する部分を除き開示した。

異議申立人は、本件処分に対して、文書不存在は違法、不当であり、市民は市の情報資産がどのようなセキュリティポリシーのもとに管理されているのか、その概要を知る権利があるので開示部分を拡大する必要があるとして、本件処分の取消しと開示を求め異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象行政情報①について

ア ①当初起案文書について

実施機関の主張は、平成15年3月31日策定起案文書について文書管理規則別表の第4種（3年保存する文書）(3) 職員の服務に関する文書に該当し、保存期間満了により、平成18年4月1日に廃棄済みであり、存在しないというものである。

セキュリティポリシーは、市の職員の責任、実施手順等の内部規定に関する部分があるため、実施機関が文書管理規則別表の第4種(3)に当たると考え、保存期間3年で廃棄したことは、違法、不当とは言えない。

当審査会は、市の現行電子文書管理システムにより打ち出された平成14年度ファイル基準表（IT政策課）により、調査したところ、第2ガイド「セキュリティポリシー策定委託」個別フォルダ「さいたま市セキュリティポリシー策定」にファイルされている文書は平成18年4月1日に廃棄されているとの記録を確認した。

イ ②各改正起案文書のうち平成18年4月1日改定起案文書及び平成19年4月1日改定起案文書について

実施機関の主張は、平成18年4月1日改定起案文書及び平成19年4月1日改定起案文書について文書管理規則別表の第3種（5年保

存する文書) (1)予算、決算及び出納に関する文書に該当し、保存期間満了により、それぞれ平成23年4月1日及び平成24年4月1日に廃棄済みであり、存在しないというものである。

当審査会は、市の現行電子文書管理システムにより打ち出された平成17年度及び平成18年度ファイル基準表(IT政策課)により、調査したところ、第2ガイド「情報セキュリティ連絡会議」個別フォルダ「情報セキュリティ連絡会議」にファイルされている文書は、それぞれ、平成23年4月1日及び平成24年4月1日に廃棄されているとの記録を確認した。

「情報セキュリティ連絡会議」フォルダには、セキュリティポリシーにおいて示された基準を市の業務委託の受託者に対して適用すべく策定された、さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準が含まれており、実施機関が、当該委託契約は市の予算、決算及び出納に関するものであるから、文書管理規則別表第3種(1)に当たると考え、保存期間5年で廃棄したことは違法、不当とは言えない。

ウ 実施機関の説明によると、ファイリングシステムでは、基準表の個別フォルダには、それに関連する複数の文書がファイルされ個々の文書名等は記載されていない。本件対象行政情報①は平成14年度「さいたま市セキュリティポリシー策定」、平成17年度及び平成18年度「情報セキュリティ連絡会議」にファイルされていたものと推測され、廃棄済みであるという。

これら実施機関の説明に不自然な点はなく、本件対象行政情報①の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

(2) 本件対象行政情報②について

セキュリティポリシーは、前述実施機関の説明のとおり、市の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたものであり、セキュリティポリシーの構成は、「基本方針」と「対策基準」の二階層である。

実施機関は、本件開示請求に対し、セキュリティポリシー第1章「情報セキュリティ基本方針」について、組織における情報セキュリティ対策に対する根本的な考え方を示すものであるとして全部開示し、同ポリシー第2章「情報セキュリティ対策基準」のうち、情報資産の分類と管理、情報セキュリティ対策に係る物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を除き、組織・体制の確立、情報セキュリティ対策に係る人的セキュリティ対策等を開示した。また、政政情002715(平

成22年11月29日決裁)「第2回IT推進委員会及び情報セキュリティ委員会議事録について」、政IT000643(平成23年3月25日決裁)「第4回情報セキュリティ委員会の資料配布について」のうち「情報セキュリティポリシーの改定について」の部分も同様に、情報資産の分類と管理、情報セキュリティ対策に係る物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策に係る部分を除き開示したものである。

実施機関が本件処分において不開示とした行政情報は、具体的な情報セキュリティ対策の内容が含まれ、当該行政情報を公にすることは、セキュリティ対策の手のうちをさらけ出すこととなり、その結果セキュリティ対策が脆弱化し、市の行政運営に重大な支障をきたすとともに、市民生活の安全に支障を及ぼすおそれがある。したがって条例第7条第5号及び第7号に該当するとして当該行政情報を不開示とした本件処分は妥当である。

異議申立人は、本件処分に対し、市民は主権者・納税者として当然に、市の情報資産がどのようなセキュリティポリシーのもとに管理されているのか、その概要を知る権利があるので、開示部分を拡大するべきであると主張している。

しかし、セキュリティポリシーの方針・指針に当たる第1章「情報セキュリティ基本方針」の部分はすべて開示されており、異議申立人が求めている同ポリシーの概要を知ることは、当該情報を開示することにより十分可能である。したがって、異議申立人の主張は採用することができない。

(3) 異議申立人の本件処分について理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとの主張については、本件行政情報一部開示決定通知書に開示しない理由を具体的に記載していることから、実施機関において条例に規定されている理由付記義務に違反しているとは認められない。

4 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成25年 3月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同 年 4月25日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同 年 6月27日 | 審議 |
| ④ | 同 年 8月 1日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同 年 9月19日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 石 川 和 子 | 弁護士 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 委 員 | 岡 本 弘 哉 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 小 室 大 | 行政経験者 |

(五十音順)